

官報

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕

○国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(国土交通一〇)

〔その他告示〕

- 円借款の供与に関する日本国政府とガイアナ協同共和国王国政府との間の書簡の交換に関する件(外務六四)
- 保安林の指定を解除する件
(農林水産一七二、一八七)
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件(国土交通二八〇)
- 高速自動車国道に関する件
(同二八一、二八三)
- 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示(海上保安庁七)
- 海上における射撃訓練を実施する件
(防衛四〇、四一)
- 道路に関する件
(関東地方整備局三六、三八)
- 都市計画に関する件(同三九、四〇)
- 中部地方整備局二二、一三)
- 道路に関する件
(中国地方整備局一五)

七 六 五 四 三 二 一

〔人事異動〕

内閣 法務省 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に定める国土交通大臣の権限又は事務について委任を行うこととした件(国土交通省中国地方整備局公示(中国地方整備局))

法 務

公証人任免(法務省)

日本国に帰化を許可する件
(法務省告示配二一)

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

財団、河川法に基づく工作物返還に係る公示、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

三六二

省 令

○国土交通省令第十号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和四年法律第三十九号)第四条の規定に基づき、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
国土交通大臣 金子 恭之
令和八年二月十八日

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令
国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則(令和四年国土交通省令第八十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
項名	歳入等	項名	歳入等
一	(略)	一	(略)
二	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百十九号)第二十六条第一項に規定する者(海技免状若しくは操縦免許証の有効期間の更新を申請する者、海技免状若しくは操縦免許証の再交付を申請する者、海技免状若しくは操縦免許証について付されている限定の変更若しくは解除を申請する者又は小型船舶操縦士免許原簿に登録された事項の変更を申請する者に限る。)が同項の規定により国に納めなければならない手数料	二	イ 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二百二条第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号に掲げる者又は第十一号に掲げる者(自動車
三	イ 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二百二条第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号に掲げる者又は第十一号に掲げる者(自動車		

検査証又は検査標章の再交付を申請する場合に限る。）が同項の規定により国に納めなければならない手数料

□ 道路運送車両法第百二条第二項に規定する者が同項又は同条第三項の規定により国に納めなければならない手数料

附則
この省令は、公布の日から施行する。

その他の告示

○外務省告示第六十四号

令和八年一月二十二日にジョージタウンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がガイアナ協同共和国政府との間に行われた。

令和八年二月十八日

(日本側書簡)

外務大臣 茂木 敏充

書簡をもって啓上いたします。本使は、ガイアナ協同共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とガイアナ協同共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 五十二億四千二百万円（五、二四二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、米州開発銀行による気候に対して強靱なガイアナの水道基盤整備計画に基づく水道整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従って、ガイアナ協同共和国政府に供与されることとなる。

2 (1) 借款は、ガイアナ協同共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a) 償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。
(b) 年間の利子率は、一・九パーセントとする。
(c) 支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後五年とする。
(1)に規定する借款契約は、JICAが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(2) (1)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。
(3) (1)に規定する借款は、ガイアナ協同共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行った支払又は将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(3) (2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。
(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 ガイアナ協同共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、JICAと米州開発銀行との間で作成された枠組協定に従って調達されることを確保する。

5 ガイアナ協同共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社との公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してガイアナ協同共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためガイアナ協同共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 ガイアナ協同共和国政府は、次のものを免除する。

(a) JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してガイアナ協同共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してガイアナ協同共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してガイアナ協同共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してガイアナ協同共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してガイアナ協同共和国において課される全ての付加価値税

8 ガイアナ協同共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びガイアナ協同共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9 ガイアナ協同共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対して次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びガイアナ協同共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年一月二十二日にジョージタウンで

ガイアナ協同共和国駐在

日本国特命全権大使 梅澤彰馬

ガイアナ協同共和国

外務・国際協力大臣 ヒュー・ヒルトン・トッド閣下

(ガイアナ側書簡)
 (訳文)
 書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。
 (日本側書簡)
 本大臣は、更に、ガイアナ協同共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。
 本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。
 二千二十六年一月二十二日にジョージタウンで
 ガイアナ協同共和国駐在
 日本国特命全權大使 梅澤彰馬閣下

○農林水産省告示第七十二号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 愛知県豊田市篠原町徳間三八の二(次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
 防備
 三 解除の理由 指定理由の消滅
 (次の図)は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

ガイアナ協同共和国
 外務・国際協力大臣 ヒュー・ヒルトン・トッド

○農林水産省告示第七十四号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 愛媛県宇和島市津島町下畑地戊二七の四、戊二七の六(以上二筆国有林)
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
 防備
 三 解除の理由 道路用地とするため
 ○農林水産省告示第七十五号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 愛媛県宇和島市津島町下畑地戊二七の四、戊二七の六(以上二筆国有林)
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
 防備
 三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第七十六号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 静岡県静岡市葵区梅ヶ島字桂ノ久保一三四・字ロクロギ一三二五の一・一三四二の一・一三四二の三(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
 防備
 三 解除の理由 指定理由の消滅
 (次の図)は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七十八号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 静岡県静岡市葵区梅ヶ島字桂ノ久保一三四・字ロクロギ一三二五の一・一三四二の一・一三四二の三(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
 防備
 三 解除の理由 指定理由の消滅
 (次の図)は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八十一号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 愛媛県西条市中野字大平ラ丙一〇一(国有林)
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
 防備
 三 解除の理由 指定理由の消滅
 ○農林水産省告示第八十二号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 愛媛県西条市中野字大平ラ丙一〇一(国有林)
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
 防備
 三 解除の理由 指定理由の消滅

○農林水産省告示第七十三号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 長崎県南島原市加津佐町丁字原ノ七 四四五三の二、四四五四の一、四四五七の三、四四五八の三、字原ノ四 四六三〇の四、四六三一の二
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
 防備
 三 解除の理由 指定理由の消滅

○農林水産省告示第七十九号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 静岡県静岡市葵区梅ヶ島字桂ノ久保一三四・字ロクロギ一三二五の一・一三四二の一・一三四二の三(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
 防備
 三 解除の理由 指定理由の消滅
 (次の図)は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八十号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 静岡県静岡市葵区梅ヶ島字桂ノ久保一三四・字ロクロギ一三二五の一・一三四二の一・一三四二の三(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
 防備
 三 解除の理由 指定理由の消滅
 (次の図)は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八十三号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木松末字小汐一三九の三(次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 解除の理由 土地改良事業用地とするため
 (次の図)は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八十四号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木松末字小汐一三九の三(次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 解除の理由 土地改良事業用地とするため
 (次の図)は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八十五号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木松末字小汐一三九の三(次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 解除の理由 土地改良事業用地とするため
 (次の図)は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八十六号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木松末字小汐一三九の三(次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 解除の理由 土地改良事業用地とするため
 (次の図)は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八十七号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木松末字小汐一三九の三(次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 解除の理由 土地改良事業用地とするため
 (次の図)は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八十八号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木松末字小汐一三九の三(次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 解除の理由 土地改良事業用地とするため
 (次の図)は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八十九号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木松末字小汐一三九の三(次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 解除の理由 土地改良事業用地とするため
 (次の図)は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九十号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木松末字小汐一三九の三(次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 解除の理由 土地改良事業用地とするため
 (次の図)は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九十一号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木松末字小汐一三九の三(次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 解除の理由 土地改良事業用地とするため
 (次の図)は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 解除の理由 指定理由の消滅

農林水産大臣 鈴木 憲和

農林水産大臣 鈴木 憲和

農林水産大臣 鈴木 憲和

○農林水産省告示第百八十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県朝倉市 杷木星丸字清浄谷一四二の二・一四三三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 解除の理由 土地改良事業用地とするため（次の図）は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 ○農林水産省告示第百八十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 静岡県浜松市 天竜区春野町堀之内字杉島一六・一一八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 解除の理由 河川管理施設用地とするため（次の図）は、省略し、その図面を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 ○農林水産省告示第百八十五号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 静岡県静岡市 葵区梅ヶ島字藤代二九四の四（次の図に示す部分に限る。）
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 解除の理由 道路用地とするため（次の図）は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 ○農林水産省告示第百八十七号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和八年二月十八日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 静岡県静岡市 池田町西山山上志垣六一の二、六七の二
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 解除の理由 指定理由の消滅
 ○国土交通省告示第百八十八号
 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 令和八年二月十八日

国土交通大臣 金子 恭之
 特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1738	時刻歴応答解析法を用いて検証する「赤坂七丁目2番地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に依りて評価する方法	1-4 耐風等級（構造等級の倒壊等防止及び損傷防止）	赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合	東京都港区赤坂七丁目2番28号	令和8年1月21日

○国土交通省告示第百八十一号
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年二月十八日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。
 令和八年二月十八日

国土交通大臣 金子 恭之
 路線名 中国横断自動車道尾道松江線
 道路の区域
 区 間
 変更前
 後別 敷地の幅員 延 長
 前 最大（メートル） 一四二
 最小 一四二
 後 最大 一三九
 最小 七四 七八

○国土交通省告示第百八十二号
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年二月十八日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。
 令和八年二月十八日

国土交通大臣 金子 恭之
 路線名 山陽自動車道吹田山口線
 道路の区域
 区 間
 変更前
 後別 敷地の幅員 延 長
 前 最大（メートル） 三九五
 最小 一一四
 後 最大 三九五
 最小 一五〇 二二八

○国土交通省告示第百八十三号
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年二月十八日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。
 令和八年二月十八日

国土交通大臣 金子 恭之
 路線名 中国縦貫自動車道
 道路の区域
 区 間
 変更前
 後別 敷地の幅員 延 長
 前 最大（メートル） 二七
 最小 二四
 後 最大 二二七
 最小 二四 三

○海上保安庁告示第七号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月十八日

海上保安庁長官 瀬口 良夫

第一条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号 船 名 (略)	別表 巡視船 番号 船 名 (略)
PL 206 PL 205 だ ごと う だ い と う	PL 205 ご と う

第二条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次に改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視艇 番号 船 名 (略)	別表 巡視艇 番号 船 名 (略)
CL 91 く ま か ぜ	CL 91 く ま か ぜ CL 92 は る か ぜ

第三条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次に改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号 船 名 (略)	別表 巡視船 番号 船 名 (略)

PLH 44 ゆ み は り PLH 45 か ん ば い	PLH 44 ゆ み は り
--	-------------------

第四条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次に改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視艇 番号 船 名 (略)	別表 巡視艇 番号 船 名 (略)
CL 64 と り か ぜ	CL 64 と り か ぜ CL 65 あ ま か ぜ

第五条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次に改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視艇 番号 船 名 (略)	別表 巡視艇 番号 船 名 (略)
CL 59 し ま か ぜ CL 91 く ま か ぜ	CL 59 し ま か ぜ CL 61 き い か ぜ CL 91 く ま か ぜ CL 93 さ る び あ

第六条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表 (略)	巡視艇 番号 船名	別表 (略)	巡視艇 番号 船名
CL 50	はまかぜ	CL 50	はまかぜ
CL 212	なつかぜ	CL 51	みやぎく
CL 215	きいかぜ	CL 212	なつかぜ

第七条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分に対して改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表 (略)	巡視艇 番号 船名	別表 (略)	巡視艇 番号 船名
CL 215	きいかぜ	CL 215	きいかぜ
CL 217	あまかぜ		

第八条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分に対して改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表 (略)	巡視艇 番号 船名	別表 (略)	巡視艇 番号 船名
CL 212	なつかぜ	CL 212	なつかぜ
CL 213	はるかぜ		
CL 214	きそかぜ		

第九条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分に対して改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表 (略)	巡視艇 番号 船名	別表 (略)	巡視艇 番号 船名
CL 215	きいかぜ	CL 215	きいかぜ
CL 216	みやぎく		

この告示は、令和八年二月十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 令和八年三月一日
- 二 第三条の規定 令和八年三月三日
- 三 第四条の規定 令和八年三月五日
- 四 第五条の規定 令和八年三月九日
- 五 第六条の規定 令和八年三月十一日
- 六 第七条の規定 令和八年三月十九日
- 七 第八条の規定 令和八年三月二十四日
- 八 第九条の規定 令和八年三月二十五日

○防衛省告示第四十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
 令和八年二月十八日 防衛大臣 小泉進次郎

日時 令和八年二月二十五日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区域 津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦 自衛艦九隻
 その他 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

- 一 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
- 二 前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
 令和八年二月十八日 防衛大臣 小泉進次郎

日時 令和八年二月二十五日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区域 津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦 自衛艦九隻
 その他 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

- 一 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
- 二 前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

人事異動

内閣

特命全權大使 今村 朗
願に依り本官を免ずる(二月十三日)
○経済産業大臣臨時代理職
内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う内閣大臣としての指定を解く

同

城内 実

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)事務代理を免ずる
(東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事) 判事補兼簡易裁判所判事 佐々木悠土

同

木原 稔

外務大臣臨時代理職
外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う内閣大臣としての指定を解く
○防衛大臣臨時代理職
赤間 二郎
(あかま二郎)

同

御祝電

防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う内閣大臣としての指定を解く(以上二月十六日)

官庁事項

官庁事項

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和4年法律第39号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、次の表の下欄に掲げる権限又は事務を、同表の上欄に掲げる機関に委任することとし、委任の効力の発生する日を令和8年2月18日とすることとしたので、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令(令和4年政令第254号)第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年2月18日

国土交通大臣 金子 恭之

法務省

法制審議会委員に任命する(二月十五日)
秋山 靖浩 今津 綾子 上田 竹志
奥津 周 尾崎 悠一 亀井 弘泰
川嶋 隆憲 諏訪 智紀 高尾慎一郎
船津 浩司 本多 貞雅 矢野 領
山下 徹哉 渡辺 達徳
判事兼簡易裁判所判事 内林 尚久
同 田中 昭行
令和8年司法試験予備試験審査委員に任命する
任期は令和9年2月28日までとする(各通)
検事 入江 暁

同

植松 秀治 同 庄野 啓子

同

丹崎 弘 同 啓子

同

最高裁判所

名古屋簡易裁判所判事 戸田 久
名古屋簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する(二月十三日)
○定年退官
簡易裁判所判事掛斐潔は二月十二日限り定年退官

同

皇室事項

天皇陛下は、コソボの独立記念日につき、二月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

中国地方整備局公示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和8年2月18日から二週間一般の縦覧に供する。
令和8年2月18日
中国地方整備局長 杉中 洋一

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線の名称 九号
(三) 占用を制限する区域
区域
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字園字南屋敷五九六番一〇から同町大字園字南屋敷五九六番一〇まで
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留字樋口下一九三番四から同町はわい長瀬字高浜一五四番一まで
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋字後谷五九六番六から同町大字八橋字御城ノ東九九九番一まで
鳥取県東伯郡琴浦町大字別所字鐘鑄谷二七〇番二から同町大字別所字西谷尻五四七番二まで
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕字荒神谷頭二二六番三から同町大字赤碕字五輪峰頭二八〇番三まで
鳥取県西伯郡大山町下甲字中瀬二八〇番一から同町赤坂字井手領一八九番一まで
米子市淀江町中間字佐陀川端一〇六番から同市淀江町佐陀字下灘河原東八〇五番一まで

中国地方整備局公示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和8年2月18日から二週間一般の縦覧に供する。
令和8年2月18日
中国地方整備局長 杉中 洋一

官庁事項

官庁事項

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和4年法律第39号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、次の表の下欄に掲げる権限又は事務を、同表の上欄に掲げる機関に委任することとし、委任の効力の発生する日を令和8年2月18日とすることとしたので、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令(令和4年政令第254号)第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年2月18日

国土交通大臣 金子 恭之

委任を受ける機関

委任する権限又は事務

Table with 2 columns: 委任を受ける機関, 委任する権限又は事務. Content includes 海事局長 and 大臣官房会計課長.

Table with 2 columns: 委任を受ける機関, 委任する権限又は事務. Content includes 法第3章(第7条第1項を除く。)及び第4章の規定に基づき、国土交通大臣の権限又は事務(国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則(令和4年国土交通省令第85号)別表の2項に掲げる歳入等に係るものに限る。)

中国地方整備局公示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和8年2月18日から二週間一般の縦覧に供する。
令和8年2月18日
中国地方整備局長 杉中 洋一

- (一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線の名称 九号
(三) 占用を制限する区域
区域
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字園字南屋敷五九六番一〇から同町大字園字南屋敷五九六番一〇まで
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留字樋口下一九三番四から同町はわい長瀬字高浜一五四番一まで
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋字後谷五九六番六から同町大字八橋字御城ノ東九九九番一まで
鳥取県東伯郡琴浦町大字別所字鐘鑄谷二七〇番二から同町大字別所字西谷尻五四七番二まで
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕字荒神谷頭二二六番三から同町大字赤碕字五輪峰頭二八〇番三まで
鳥取県西伯郡大山町下甲字中瀬二八〇番一から同町赤坂字井手領一八九番一まで
米子市淀江町中間字佐陀川端一〇六番から同市淀江町佐陀字下灘河原東八〇五番一まで

官庁事項

官庁事項

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和4年法律第39号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、次の表の下欄に掲げる権限又は事務を、同表の上欄に掲げる機関に委任することとし、委任の効力の発生する日を令和8年2月18日とすることとしたので、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令(令和4年政令第254号)第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年2月18日

国土交通大臣 金子 恭之

(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日
令和8年2月18日
(七) 図面縦覧場所
中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

法 務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人中嶋功は願により公証人を免ぜられた。

水本和彦は公証人に任命され、横浜地方法務局所属を命ぜられ、役場を設置すべき地を横浜市内に指定された。(以上二月一日)(法務省)

法務省告示第百二十一号

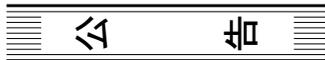
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

- 令和八年二月十八日 法務大臣 平口 洋
- 住所 東京都江東区
ボニー・カムレシュバイ・ダルワニ 昭和59年8月20日生
エリシャ・ダルワニ 令和4年5月9日生
- 住所 東京都渋谷区
レワンタ・ガルグ 平成14年11月29日生
- 住所 名古屋市市中村区
ファン・ティ・タオ・ニュ 平成6年8月7日生
- 住所 名古屋市北区
ジェイコブ・アイ・エム・アルプカリ 昭和57年7月1日生
- 住所 川崎市川崎区
トラン・チ・コン 平成4年6月14日生
- 住所 東京都江東区
マラワン・タリク・モハメド・アリ・エルガム ラウイ 平成2年11月18日生
- 住所 東京都三鷹市
倉育泓 昭和62年11月13日生
- 住所 千葉市稲毛区
章懿馨 昭和53年9月26日生
- 住所 埼玉県本庄市
楊菟菱 昭和33年11月25日生
- 住所 東京都渋谷区
陳逸涵 平成3年3月23日生
- 住所 愛知県豊明市
レー・ジー・リン 昭和56年6月9日生
- 住所 長野県塩尻市
陳麗如 昭和55年7月3日生
- 住所 相模原市南区
連春花 昭和33年9月16日生

- 住所 長野県東御市
イザディ・ラド・ホセイン 平成2年9月11日生
- 住所 千葉県松戸市
ピッスワ・バンダリ 平成3年2月6日生
プリンサ・バンダリ 令和3年6月15日生
- 住所 東京都世田谷区
ガーバー・クリストファー・ヒラヤマ 昭和55年1月20日生
- 住所 東京都渋谷区
柳一然 平成10年2月3日生
- 住所 山梨県甲斐市
王欣欣 昭和63年6月6日生
- 住所 北海道江別市
姜晒助 昭和43年2月27日生
- 住所 北海道江別市
姜晴美 昭和47年12月24日生
- 住所 栃木県那須塩原市
モハマド・アルハリリ 平成7年2月26日生
ジャマル・アルハリリ 令和5年10月24日生
- 住所 堺市堺区
リー・クイ・ヨン 昭和44年9月13日生
- 住所 青森県南津軽郡田舎館村
李婷 平成元年4月19日生
韓恩 平成25年4月7日生
- 住所 千葉県浦安市
瓦安迪 平成7年9月29日生
- 住所 千葉県成田市
クリスナ・バハドラ・カウチャ 平成元年9月22日生
キオナ・カウチャ 令和元年8月19日生
キヤンス・カウチャ 令和5年1月23日生
- 住所 東京都江東区
安迪 昭和49年3月8日生
- 住所 広島県東広島市
庄梅 昭和48年1月8日生
- 住所 愛知県尾張旭市
レカ・ワリード 平成2年8月17日生
レカ・ムスタファ 平成27年8月6日生
レカ・ミルワイス 令和2年7月8日生
- 住所 沖縄県那覇市
ティラチャン・サブコタ 平成6年10月8日生
- 住所 山梨県甲府市
ティン・ザー・ウィン・トウ 平成6年5月15日生

- 住所 千葉県野田市
ピタンバル・ティワリ 昭和63年10月8日生
エミカ・ティワリ 令和4年4月18日生
- 住所 兵庫県宝塚市
千英美 昭和33年4月4日生
- 住所 兵庫県尼崎市
金忠水 昭和29年10月14日生
千英順 昭和30年9月7日生
金尚律 昭和57年7月2日生
- 住所 兵庫県尼崎市
金美幸 昭和56年1月21日生
- 住所 兵庫県尼崎市
金綾子 昭和59年11月9日生
- 住所 愛知県豊明市
劉宇成 平成16年5月5日生
- 住所 名古屋市港区
カモモト・ヴィンセント 平成元年1月19日生
- 住所 愛知県岡崎市
馬雪峰 昭和50年8月26日生
- 住所 名古屋市南区
任莉 昭和54年1月15日生
莫庚燃 平成20年3月24日生
莫庚霖 平成25年1月15日生
- 住所 東京都港区
崔欽凱 平成8年7月3日生
- 住所 東京都昭島市
プザ・タバ・マガル 平成7年10月29日生
ブラブ・ギミレ 令和3年3月15日生
ブルビ・ギミレ 令和3年3月15日生
- 住所 東京都武蔵村山市
王健 平成14年6月7日生
- 住所 東京都町田市
デミ・ハミリ・ラット 平成6年1月26日生
- 住所 東京都荒川区
李慧 平成2年6月20日生
- 住所 東京都大田区
ハツティアラッチ・サンパツ・プリヤダラシャ ナ 昭和54年10月22日生
チャンダラ・ジイワニ・スムドウ・クマーリ 昭和57年5月30日生
ハツティアラッチ・センヒル・タイセイ 平成26年6月29日生
- 住所 東京都中野区
沈鎮赫 平成5年8月10日生

- 住所 東京都足立区
黄智超 昭和57年12月19日生
黄俊逸 平成26年1月22日生
黄俊昊 平成29年1月17日生
- 住所 東京都渋谷区
アルレア・アロン・ムサンビヤ 平成8年8月25日生
- 住所 東京都新宿区
金瑩 昭和61年4月13日生
- 住所 東京都新宿区
朴京南 昭和39年11月23日生
- 住所 名古屋市港区
バリエホス・モリカワ・カワン・ガブリエル 平成22年4月17日生
- 住所 名古屋市千種区
富榮 昭和51年12月25日生
富阿比雅思 平成28年1月1日生
- 住所 千葉県野田市
江昭美 昭和27年8月16日生
- 住所 神奈川県厚木市
徐明嫻 昭和36年7月28日生
- 住所 相模原市中央区
郭敏輝 昭和54年8月26日生
郭伊洛 平成30年7月27日生
郭子秦 令和3年11月8日生
- 住所 相模原市緑区
ショバ・カンタ・パウデル 昭和58年3月29日生
- 住所 京都市上京区
キュウマ・ノブユキ・ピサロ・ソト 平成14年11月12日生



記 録 簿 原

工場財団

東京都板橋区小豆沢三丁目4番3号株式会社TJMデザインの工場財団に、群馬県藤岡市上大塚1228番地1株式会社TJMデザイン藤岡工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和8年2月18日

前橋地方法務局高崎支局

河川法に基づく工作物返還に係る公示

利根川水系利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定に基づき、公示する。

令和8年2月18日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量 船舶（狩猟用）1艘
- 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
 - 保管した工作物の放置されていた場所 茨城県古河市前林地先（向堀川排水樋管堤外水路）

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の2の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年2月18日

近畿経済産業局長 武田 家明

名 称	株式会社京阪カード
本店の所在地	大阪市中央区大手前一丁目7番31号
登録番号	近畿（ク）第17号
営業廃止年月日	令和7年9月30日

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の4の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年2月18日

近畿経済産業局長 武田 家明

名 称	株式会社京阪カード
本店の所在地	大阪市中央区大手前一丁目7番31号
登録番号	近畿（包）第35号
営業廃止年月日	令和7年9月30日

(2) 当該工作物を除却した日 令和8年1月16日

3 当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

(1) 当該工作物の保管を始めた日 令和8年1月16日

(2) 保管の場所 茨城県古河市桜町4-8 国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 古河出張所

4 その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。

5 問い合わせ先 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19-1 国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所占用調整課 電話0480-52-3960

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第72357号

東京都北区王子本町1-24-3 アバンスビル 2階 王子総合法律事務所

申立人 益谷 元也

本籍東京都北区豊島2丁目25番地1、最後の住所東京都北区豊島2丁目21番4号、死亡の場所東京都荒川区、死亡年月日令和7年3月3日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和30年10月22日、職業無職

被相続人 亡 永田 健司

事務所東京都千代田区麹町4丁目3番5号 K i o i c h o 435 3階 吉田・神山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉田崇一郎

催告期間満了日 令和8年8月31日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第72676号

東京都豊島区南池袋2-49-7-4階

申立人 弁護士法人東京パブリック法律事務所

本籍東京都北区上十条4丁目1番地、最後の住所東京都板橋区徳丸7丁目17番1号 コンシェル徳丸208、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和7年6月30日、出生の場所東京府東京市神田区、出生年月日昭和18年3月24日、職業無職

被相続人 亡 多田 幸子

事務所東京都新宿区荒木町22-42M I B 四谷ビル1階 松田山崎法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山崎 貴啓

催告期間満了日 令和8年8月31日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第73314号

東京都千代田区内神田2丁目5-6 亀田ビル

8F 弁護士法人みなとパートナーズ

申立人 佐藤 嘉寅

本籍東京都大田区仲池上2丁目575番地、最後の住所東京都大田区仲池上2丁目14番17号、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日令和7年8月2日、出生の場所長野県上田市、出生年月日昭和11年12月16日、職業無職

被相続人 亡 大谷 とよ

事務所東京都中央区銀座2丁目5番7号 G M-2ビル6階 寺本法律会計事務所
相続財産清算人 弁護士 寺本 吉男
催告期間満了日 令和8年8月31日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第3101号

長野県佐久市塚原1927番地11

申立人 依田 淑史

本籍長野県北佐久郡立科町大字茂田井855番地イ、最後の住所長野県小諸市大字滝原257番地6菊の園、死亡の場所長野県小諸市、死亡年月日令和7年10月13日、出生の場所長野県北佐久郡本牧村、出生年月日昭和4年7月21日、職業無職

被相続人 亡 佐藤けさみ

長野県佐久市佐久平駅南15番地3永存第2ビル2階

相続財産清算人 依田 淑史

催告期間満了日 令和8年9月11日

長野家庭裁判所佐久支部

令和7年（家）第20485号

兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1

申立人 猪名川町

代表者町長 岡本 信司

本籍大阪府枚方市新町1丁目42番地、最後の住所兵庫県川辺郡猪名川町木津字東山59番地の8、死亡の場所大阪府豊能郡豊能町、死亡年月日令和7年6月8日、出生の場所大阪府茨木市、出生年月日昭和29年8月9日、職業不明

被相続人 亡 内山 大介

兵庫県伊丹市西台1丁目2番11号C-3ビル6階 開心法律事務所

相続財産清算人 弁護士 細川 歆子

催告期間満了日 令和8年9月11日

神戸家庭裁判所伊丹支部

令和7年（家）第584号

高知県安芸郡芸西村馬ノ上3024番地

申立人 小松 則博

本籍高知県安芸郡芸西村馬ノ上3016番地、最後の住所高知県安芸郡芸西村馬ノ上3016番地、死亡の場所高知県安芸郡田野町、死亡年月日令和6年2月28日、出生の場所高知県安芸郡馬ノ上村、出生年月日昭和24年5月19日、職業無職

被相続人 亡 長崎 義章

事務所高知県安芸郡芸西村和食甲246番地4

相続財産清算人 司法書士 吉永 文明

催告期間満了日 令和8年9月11日

高知家庭裁判所安芸支部

令和8年(家)第1294号

岡山県津山市林田29番地22
申立人 福田 啓吾
本籍岡山県津山市沼25番地11、最後の住所岡山県津山市沼25番地11、死亡の場所岡山県苫田郡鏡野町、死亡年月日令和7年4月22日、出生の場所東京府東京市葛飾区、出生年月日昭和9年4月17日、職業無職
被相続人 亡 眞名子暉子
事務所岡山県津山市南新座34アリコペール・しんざ201飯綱浩二法律事務所
相続財産清算人 弁護士 津田 真臣
催告期間満了日 令和8年9月11日
岡山家庭裁判所津山支部

令和8年(家)第9002号

東京都江東区豊洲3丁目2番20号
申立人 アピリオ債権回収株式会社
本籍静岡県駿東郡清水町堂庭247番地10、最後の住所静岡県駿東郡清水町徳倉1040番地の1 リーサ、コリーナ102、死亡の場所静岡県駿東郡清水町、死亡年月日令和6年12月19日、出生の場所静岡県田方郡菰山村、出生年月日昭和22年1月6日、職業不明
被相続人 亡 河村 幸一
静岡県沼津市大岡1923-1 元吉ビル2階南カトレア法律事務所
相続財産清算人 弁護士 出田 早苗
催告期間満了日 令和8年9月30日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和8年(家)第9006号

静岡県沼津市下香貫字上障子415番地の1
申立人 富士伊豆農業協同組合
本籍静岡県三島市徳倉1005番地9、最後の住所静岡県沼津市大平2874番地の549、死亡の場所静岡県沼津市、死亡年月日令和2年8月19日未明頃、出生の場所静岡県田方郡北上村、出生年月日昭和3年1月21日、職業不明
被相続人 亡 関野 登
静岡県沼津市市場町3番16号 ひまわりビル伊東法律事務所
相続財産清算人 弁護士 杉浦 孝輔
催告期間満了日 令和8年9月30日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年(家)第3049号

北海道積丹郡積丹町大字野塚町101番地
申立人 加藤 浩文
本籍青森県東津軽郡今別町大字今別字今別148番地、最後の住所滋賀県長浜市川道町2572番地 ケアハウス アシ・アエ、死亡の

場所滋賀県長浜市、死亡年月日平成28年7月20日、出生の場所青森県東津軽郡今別村、出生年月日昭和4年10月7日、職業不明
被相続人 亡 相馬 悦
滋賀県長浜市八幡東町225 弁護士法人おうみ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 立石 義人
催告期間満了日 令和8年9月30日
大津家庭裁判所長浜支部

令和7年(家)第7915号

愛知県尾張旭市東栄町1丁目12番地2
申立人 日比野佐智子
本籍名古屋市中区駄上1丁目621番地、最後の住所名古屋市中区尾崎山2丁目302番地、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日令和7年9月11日頃、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和24年10月11日、職業無職
被相続人 亡 花木 實
事務所名古屋市中区丸の内2丁目18番22号三博ビル5階名古屋第一法律事務所
相続財産清算人 弁護士 兼村 知孝
催告期間満了日 令和8年9月15日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第9232号

福岡県遠賀郡水巻町頃末北1丁目1番1号
申立人 水巻町
本籍福岡県遠賀郡水巻町吉田東5丁目713番地3、最後の住所福岡県遠賀郡水巻町吉田西3丁目17番11号、死亡の場所福岡県遠賀郡水巻町、死亡年月日令和6年4月10日、出生の場所福岡県北九州市八幡区、出生年月日昭和48年7月27日、職業不明
被相続人 亡 東川 謙治
事務所福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅前5番2号1階
相続財産清算人 司法書士 中村 好伸
催告期間満了日 令和8年9月14日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第81728号

大阪市浪速区塩草2丁目2番31号
申立人 大阪きづがわ医療福祉生活協同組合
本籍鹿児島県枕崎市白沢西町225番地、最後の住所大阪市大正区平尾3丁目8番20号、死亡の場所大阪府大阪市大正区、死亡年月日令和7年11月18日、出生の場所鹿児島県枕崎市、出生年月日昭和26年4月11日、職業不明
被相続人 亡 白澤三千男

大阪市北区西天満4丁目6番3号 ヴェール中之島北202号室
相続財産清算人 弁護士 上田一比古
催告期間満了日 令和8年10月5日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81762号

東京都渋谷区渋谷1丁目20番17-403号
申立人 三輪 敏子
本籍東京都渋谷区神南2丁目2番、最後の住所大阪府豊中市岡町南3丁目3番21-205号、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日令和7年3月4日、出生の場所兵庫県神戸市須磨区、出生年月日昭和9年10月5日、職業無職
被相続人 亡 鈴木 博信
大阪市北区天神橋1-19-8 MF南森町3ビル2階
相続財産清算人 弁護士 向井 謙二
催告期間満了日 令和8年10月5日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40517号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
本籍兵庫県三田市南が丘1丁目2307番地、最後の住所神戸市垂水区東垂水3丁目10番4号、死亡の場所兵庫県神戸市垂水区、死亡年月日令和3年7月26日、出生の場所兵庫県有馬郡三田町、出生年月日昭和21年4月11日、職業不明
被相続人 亡 西井 太徳
神戸市中央区中町通2丁目3番2号 三共神戸ツインビル6階 みなと法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中山 稔規
催告期間満了日 令和8年8月31日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第9124号

旭川市7条通9丁目48番地
申立人 旭川市
本籍北海道旭川市東8条1丁目59番地1、最後の住所旭川市東8条1丁目3番9号、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日推定令和7年1月7日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和19年7月22日、職業不詳
被相続人 亡 坂井 洋子
事務所旭川市7条通21丁目1972番地2りんどう法律事務所
相続財産清算人 弁護士 諸岡 将治
催告期間満了日 令和8年9月30日
旭川家庭裁判所

令和7年(家)第30046号

宮城県柴田郡大河原町字新南19
申立人 大河原町長 齋 清志
本籍宮城県柴田郡大河原町大谷字碑田前15番地、最後の住所福島県会津若松市柳原町2丁目5番29号、死亡の場所福島県喜多方市、死亡年月日令和4年10月14日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和5年9月22日、職業不明
被相続人 亡 菅野 隆子
仙台市青葉区木町通1丁目1番11-102号
相続財産清算人 司法書士 泉井 愛子
催告期間満了日 令和8年10月5日
仙台家庭裁判所大河原支部

令和7年(家)第30051号

広島県三次市十日市東3丁目14番1号
申立人 社会福祉法人三次市社会福祉協議会
本籍京都市西京区嵐山中尾下町12番地1、最後の住所広島県三次市吉舎町敷地10068番地5、死亡の場所広島県三次市、死亡年月日令和7年8月6日、出生の場所兵庫県揖保郡龍野町、出生年月日昭和13年1月14日、職業無職
被相続人 亡 山脇真理子
事務所広島市南区宇品東7丁目4番7-1号
相続財産清算人 司法書士 柴崎 明徳
催告期間満了日 令和8年9月30日
広島家庭裁判所三次支部

令和8年(家)第29号

青森県青森市浜館4丁目1番地22
申立人 山崎水季弘
本籍青森県青森市栄町1丁目11番地4、最後の住所青森県青森市矢作1丁目14番2号なごみの家めりい、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日令和7年6月29日、出生の場所北海道常呂郡野付牛町、出生年月日昭和13年9月18日、職業無職
被相続人 亡 山本 晴恵
事務所青森市長島2丁目8番1号 となんビルアネックス長島1階 坂法律事務所
相続財産清算人 弁護士 坂 正俊
催告期間満了日 令和8年9月24日
青森家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和8年（家）第5号

宮城県気仙沼市唐桑町明戸39番地
申立人 長根 清吾
本籍宮城県気仙沼市岩月築沢38番地8、最後の住所宮城県気仙沼市岩月築沢38番地8、死亡の場所宮城県気仙沼市、死亡年月日令和3年10月30日頃、出生の場所宮城県本吉郡歌津村、出生年月日昭和28年7月26日、職業不詳
被相続人 亡 三浦 末雄
催告期間満了日 令和8年9月6日
仙台家庭裁判所気仙沼支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和8年（へ）第1号

千葉市中央区中央3丁目10番6号北野京葉ビル8階 真田・中間・谷中綜合法律事務所
申立人 亡鈴木智也相続財産清算人 弁護士 中間 一裕

権利の届出の終期 令和8年5月26日
令和8年1月27日 木更津簡易裁判所
(別紙) 目録

- 土地 君津市大井戸字堰根1183番2田 112平方メートル
- 登記年月日番号 千葉地方務局木更津支局明治33年1月22日受付第72号
- 登記した権利の内容
登記の目的 永小作権設定
原因 明治33年1月22日付設定証書により小作料 1年7円50銭
支払期 毎年12月20日
存続期間 20年
永小作権者 君津郡小糸村大井戸388番地 鈴木 重吉
共同目的物件 619番2
順位1番の登記を移記

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年（家）第129号

青森県上北郡東北町字滝沢平2番地2512
申立人 長内 政明
本籍青森県上北郡東北町字滝沢平2番地113、最後の住所静岡県沼津市東椎路1718番地の11コーポタカトウA102
不在者 長内 政幸
昭和31年8月29日生
届出期間満了日 令和8年5月30日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年（家）第809号

京都府京都市西京区大枝西新林町3-3-15
申立人 岡村 雅子
本籍京都府京都市西京区大枝西新林町3丁目3番地15、最後の住所京都府京都市西京区大枝西新林町3丁目3番地の15
不在者 岡村 敏彦
昭和19年5月25日生
届出期間満了日 令和8年6月8日
京都家庭裁判所

令和7年（家）第1221号

大阪府堺市北区百舌鳥梅町1丁目4番地6
申立人 奥野 訓江
本籍福岡県うきは市浮羽町三春2624番地1の1、最後の住所福岡県福岡市宇千代町1丁目6番地
不在者 津田 芳子
昭和24年3月11日生
届出期間満了日 令和8年6月15日
福岡家庭裁判所

失踪宣告

令和7年（家）第261号

本籍埼玉県吉川市大字土場51番地2、最後の住所埼玉県吉川市土場51番地2
不在者 涌井 安雄
昭和13年10月30日生
令和8年1月27日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所越谷支部裁判所書記官

令和7年（家）第122号

本籍千葉県千葉市稲毛区作草部町944番地6、最後の住所千葉県四街道市つくし座1丁目12番21号
不在者 信太 強
昭和31年7月30日生
令和8年1月29日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所佐倉支部裁判所書記官

令和6年（家）第171号

本籍岡山県加賀郡吉備中央町黒土1617番地1、最後の住所三重県名張市桔梗が丘8番町5街区18番地
不在者 鈴木タカ子
昭和18年4月6日生
令和8年1月29日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所伊賀支部裁判所書記官

令和7年（家）第256号

本籍大阪府大阪市天王寺区上本町8丁目303番地7、最後の住所兵庫県尼崎市守部字新田湊8番地
不在者 坂本 道子
大正3年1月18日生
令和8年1月29日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

令和7年（家）第70号

本籍広島県福山市神辺町字東中条甲1802番地2、最後の住所広島県福山市多治米町908番地
不在者 大久保興平
明治37年2月25日生
令和8年1月27日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所福山支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年（家）第4076号

本籍静岡県沼津市八幡町5番地1、住所大阪市西成区萩之茶屋1丁目9番14号三徳寮内
申立人(失踪者) 有松 靖浩
昭和43年6月18日生
令和8年1月28日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年（へ）第2号

新潟市東区紫竹7丁目34番22号
申立人 建信工業株式会社
代表者代表取締役 小嶋 由巳
権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月16日
令和8年1月20日 新潟簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 2通

(1)手形番号 AA05091

金額 500,000円
支払期日 令和7年10月20日
支払地 新潟市
支払場所 ㈱大光銀行近江支店
振出日 令和7年8月20日
振出地 新潟県新潟市
振出人 株式会社小嶋建設 代表取締役 古俣 智直

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 AA05092

金額 330,000円
(2)の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済してはならない。

令和7年（フ）第288号

東京都台東区上野3丁目15番9号深井ビルB1
債務者 株式会社M i t t
代表者代表取締役 高橋 汰地
1 決定年月日時 令和8年2月3日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 赤塚 泰弘
4 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10時

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年（フ）第1923号

横浜市瀬谷区下瀬谷3丁目4番地44-103
債務者 横浜テクニカル合同会社
代表者代表社員 木村 聡

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 佳隆
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前11時10分

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第4号

愛知県一宮市浅井町江森字森前1番地の1
債務者 有限会社アリス
代表者代表取締役 後藤 和彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 春名 潤也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前11時30分

名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年（フ）第23号

茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町1386番地8
債務者 有限会社ウェルフェア
特別代理人 田中 美和

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安 隆之
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後1時30分

水戸地方裁判所

令和7年（フ）第308号

群馬県藤岡市立石1468番地7
債務者 有限会社栗原建設
代表者代表取締役 栗原 暢宏

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田島慎太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前11時30分

前橋地方裁判所高崎支部

令和8年（フ）第19号

群馬県邑楽郡大泉町大字古米140番地3
債務者 有限会社寿電機
代表者代表取締役 穂積 寿男

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平賀 真明
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午後1時30分

前橋地方裁判所太田支部

令和8年（フ）第11号

山口県下関市王司川端1丁目7番24号
債務者 合同会社シエル
代表者代表社員 小澤 昌裕

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 善朗
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後1時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

山口地方裁判所下関支部破産係

令和8年（フ）第158号

福岡市中央区天神3丁目10番1号
債務者 ビュアソフト株式会社
代表者代表取締役 鍋島 伸次

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松嶋秀真郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前11時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第2575号

福岡市博多区博多駅南3丁目5番33号-202
債務者 REAL NEEDS株式会社
代表者代表取締役 大田 貴志

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藏 健一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第106号

福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘4丁目4番34号
債務者 株式会社富士金型
代表者代表取締役 加藤 季次

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 五十川 伸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後2時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1187号

神戸市灘区福住通1丁目1番18号ル・バレ福住1F
債務者 non 合同会社
代表者代表社員 村田 和正

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉江 仁子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前11時

神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第56号

福岡市中央区平尾3丁目7番32号
債務者 株式会社メディアドゥ
代表者代表取締役 坂本 忠幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉野 泉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第57号

福岡市中央区平尾3丁目7番32号都ビル101号
債務者 株式会社ビジネスネットワークス
代表者代表取締役 坂本 忠幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉野 泉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第58号

福岡市中央区平尾3丁目7番32号都ビル101号、商業登記簿上の本店所在地福岡市中央区平尾三丁目7番32号都ビル202号
債務者 株式会社BSN
代表者代表取締役 坂本 忠幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉野 泉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第3124号

神奈川県海老名市上今泉3丁目1番5号
債務者 株式会社アートルビング
代表者代表取締役 小島 雅

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大塚 達生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午後2時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第2337号

福岡市東区西戸崎2丁目30番5号、商業登記簿上の本店所在地福岡市中央区天神五丁目9番2号
債務者 株式会社アクセス
代表者代表取締役 森田 勇

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白石 直己
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午前10時

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第2338号

福岡市東区西戸崎2丁目30番5号
債務者 森田 勇

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白石 直己
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午前10時

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第657号

相模原市中央区陽光台5-3-18 リアークビル1-B、商業登記簿上の本店所在地横浜
市都筑区東方町631番地6
債務者 株式会社新井田工務店
代表者代表取締役 新井田 満

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 雫田 直輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後3時
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(フ)第41号

福岡市東区箱崎ふ頭6丁目1番12号
債務者 株式会社T-Score
代表者代表取締役 麻生 直人

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊谷 善昭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前11時30分
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第94号

福岡市東区箱崎ふ頭6丁目1番12号
債務者 株式会社T's PLAN
代表者代表取締役 麻生 直人

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊谷 善昭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前11時30分
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第5943号

大阪府泉大津市清水町7番20-1号
債務者 株式会社花建
代表者代表取締役 花谷 横哉

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藪根 壮一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後1時40分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第2号

福岡市中央区今川2-5-23グランデージ大濠西803
債務者 株式会社ワクワク化計画
代表者代表取締役 森田 拡貴

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内田 文浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後1時30分
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第11号

北海道小樽市潮見台2丁目3番4号
債務者 あんしんケアホーム和光株式会社
代表者代表取締役 櫻庭 雅子

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠藤 雅文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後1時30分
札幌地方裁判所小樽支部

令和8年(フ)第18号

和歌山市新通6丁目29番地
債務者 株式会社プライズ
代表者代表取締役 向井 公崇

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阪本 康文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前11時15分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年(フ)第19号

和歌山市新通6丁目29番地
債務者 株式会社イグザムジャパン
代表者代表取締役 向井 公崇

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阪本 康文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前11時15分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年(フ)第61号

大分市下郡南5丁目3番5号
債務者 有限会社バルクール
代表者代表取締役 丸山 祐司

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中嶋 謙介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前10時30分
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第6628号

大阪府吹田市五月が丘西6番3-301号
債務者 やまだ歯科医院こと 山田 啓介

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新宅 正人
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第12号

山形県米沢市春日2丁目1番29号
債務者 ひかりフーズこと 石井 輝雄

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長岡 克典
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第494号

神奈川県秦野市名古木956番地の4
債務者 青山 一也

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 那須川忠駿
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年(フ)第38号

神奈川県平塚市花水台34番16号
債務者 中村由美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊佳代子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年(フ)第5号

長野県茅野市豊平4218-1 蓼科トライアルパーク、住民票上の住所東京都杉並区堀ノ内1丁目5番13号
債務者 森川 典輝

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤森 誠二
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和7年(フ)第309号

群馬県藤岡市立石541番地7
債務者 栗原 暢宏

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田島慎太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第328号

茨城県土浦市荒川沖東3丁目22番13号 カルダノII202
債務者 福島 史菜

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 亀田 道子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月21日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年（フ）第283号

釧路市光陽町6番3号 レオパレス光陽28—208号、前住所名古屋市北区下飯田町3丁目32番地の3 ハーモニーテラス下飯田町Ⅱ302号
債務者 平島 理沙

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川 潤一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月15日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで
釧路地方裁判所民事部

令和8年（フ）第70号

東京都多摩市貝取5丁目1番地2—302
債務者 尾崎 榮子

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小澤 宏樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第139号

東京都八王子市左入町532番地22
債務者 澤田 知春

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上條 辰徳
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第4号

栃木県大田原市加治屋94番地254 レオパレススタイル202号室、前住所栃木県矢板市泉475番地2
債務者 鈴木 駿太

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村田 雄吾
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月16日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和8年（フ）第124号

東京都八王子市下柚木1302番地1 エスタシオン101号
債務者 南部 崇裕

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 新
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月15日午前11時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第125号

東京都八王子市下柚木1302番地1 エスタシオン101号
債務者 南部 まい（旧姓水口）

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 新
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月15日午前11時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第140号

東京都八王子市下恩方町2474番地4
債務者 藤田 恭司

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古庄 野火
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月21日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第141号

東京都八王子市下恩方町2474番地4
債務者 藤田 雅

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古庄 野火
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月21日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第145号

東京都国立市北3丁目38番の1 4—102
債務者 川地樹美雄

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 湯原和比古
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月21日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第774号

相模原市南区南台3丁目8番25号 サンムーン101
債務者 深川 雅生

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 細貝 惟大
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月22日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（フ）第287号

神奈川県横須賀市鴨居3—73—11 高橋勇大方、住民票上の住所神奈川県横須賀市馬堀町2丁目27番2号
債務者 高橋 汰地

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤塚 泰弘

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月23日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第11号

栃木県河内郡上三川町大字西汗1720番地10
債務者 新屋 祐樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 雅之
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月24日午後1時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第1153号

東京都調布市柴崎1丁目20番地1 アルシオネ柴崎B—1
債務者 滝本 成吾

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 明子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月23日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第138号

東京都小平市喜平町3丁目1番3—402号
債務者 青木 剛

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 真野 文恵
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月23日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第6号

秋田県能代市須田字街道上14番地3
債務者 石田 育美

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩崎 康宏
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月13日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和7年（フ）第3125号

横浜市泉区緑園4丁目3番地1 サンステージ緑園都市東の街3番館1204号、住民票上の住所横浜市戸塚区名瀬町2907番地5
債務者 小島 雅

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大塚 達生
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月11日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第12号

長野県上田市住吉2900番地1 グランドウール住吉B202号、前住所埼玉県さいたま市浦和区上木崎2丁目16番18-2号
債務者 鈴木 宏幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大野 薫
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月13日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
長野地方裁判所上田支部

令和7年（フ）第819号

静岡県駿河区中島661番地の1 メゾンピエール103号
債務者 矢花 利和

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 史浩
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月13日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第114号

東京都東村山市青葉町2丁目8番地91
債務者 藤野 誠

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石原 重仁
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月15日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第137号

東京都八王子市緑町307番地8
債務者 石田 友裕

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秦 英準
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月20日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第1168号

神戸市兵庫区浜崎通5番8-902号
債務者 高本 正和

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上田 貴
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午前11時

- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第84号

山口県岩国市装束町1丁目3番11号
債務者 彦坂 有亮

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 舩本 行広
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前11時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続開始中更正**令和7年（フ）第1764号**

佐賀県伊万里市松島町972番2号

破産者 オーナーズスタイル福岡株式会社

- 1 主文 当裁判所が令和7年12月26日にした破産手続開始決定中、破産者の本店所在地につき「福岡市中央区天神1-9-17福岡天神フコク生命ビル15階」とあるのを「佐賀県伊万里市松島町972番2号」と更正する。
- 2 決定年月日 令和8年1月28日
福岡地方裁判所第4民事部

破産手続終結**令和7年（フ）第201号**

福岡県大野城市御笠川6丁目5番19号

破産者 株式会社リプレイス

- 1 決定年月日 令和8年2月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（フ）第213号

三重県鈴鹿市住吉5丁目8番25号

破産者 合同会社SPIRALNET

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所破産係

令和7年（フ）第447号

埼玉県春日部市中央3丁目5番14号サンウエスティン春日部103号

破産者 株式会社カクヨシ食品

- 1 決定年月日 令和8年2月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第3号

青森県つがる市柏玉水岸田38-3、商業登記簿上の本店所在地青森市浪岡大字女鹿沢字東種本27番地3

破産者 株式会社羽賀興業

- 1 決定年月日 令和8年2月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

青森地方裁判所五所川原支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定**令和6年（フ）第1930号**

福岡市博多区博多駅前3丁目23番20-609号
ウエルブライト博多ステーション

破産者 渡辺 夏子

- 1 決定年月日 令和8年2月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1010号

福岡市早良区城西1丁目8番31—701号 R
Bコア西新

破産者 桑嶋 崇

- 1 決定年月日 令和8年2月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（フ）第244号

神奈川県横須賀市上町1丁目75番地1 オリ
ビア横須賀、前住所神奈川県横須賀市富士見
町3丁目1番地 すみれ荘

破産者 今 久俊

成年後見人 川尻 新

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年（フ）第70号

広島県東広島市河内町上河内145番地1、開
始決定時の住所広島県東広島市西条町寺家
7084番地9

破産者 久保中大貴

- 1 決定年月日 令和8年2月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

**破産債権の届出期間及び一般
調査期日**

令和7年（フ）第600号

福岡市博多区住吉2丁目1番1—1201号
パークアクシス 博多

破産者 豊田 康裕

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月24日午前11時30分
令和8年2月3日
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第267号

青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森97番地6

破産者 宮川 尚

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月22日午前11時
令和8年2月6日
青森地方裁判所民事部破産係

令和6年（フ）第2383号

福岡市博多区奈良屋町5—18

破産者 株式会社エー・ワン

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月22日午後1時30分
令和8年2月6日
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第753号

広島市安芸区船越南4丁目11番28号

破産者 株式会社アール工業

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月12日午前11時
令和8年2月6日
広島地方裁判所民事第4部

令和5年（フ）第77号

鳥取県米子市角盤町2丁目105番地

破産者 亡北出肇相続財産

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月1日午前11時15分
令和8年2月9日 鳥取地方裁判所米子支部

令和7年（フ）第685号

福岡市東区三苦2丁目28—41 博多老人ホー

ム、破産開始決定時の住所福岡市博多区千代

1丁目31番9号 エパーライフ東公園504号

破産者 河村 孝子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月17日午前11時30分
令和8年2月3日
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1802号

福岡市博多区板付7丁目2番17—105号 ラ
コルト板付、前住所福岡県糟屋郡志免町桜丘

4丁目15番12号

破産者 木村 一秀

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月10日午前11時45分
令和8年2月5日
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1881号

福岡県大野城市白木原4丁目2番13号 プ
ルーシャトー101号、前住所福岡県直方市大
字頓野1378番地1

破産者 久保 亮一

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月17日午前10時45分
令和8年2月3日
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第485号

埼玉県越谷市東越谷1丁目1番地22 中村マ
ンション201

破産者 金澤 興一

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月1日午前10時
令和8年2月6日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第5513号

大阪府八尾市久宝寺5丁目4番22号

破産者 有限会社前田金属製作所

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月21日午後2時30分
令和8年2月6日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第268号

和歌山県橋本市胡麻生507番地の14

破産者 エヌ機工こと 中西 健次

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月14日午前10時10分
令和8年2月6日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第657号

愛知県豊田市石畳町キビファ260番地5

破産者 奥 豊

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月19日午後1時45分
令和8年2月9日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第1536号

福岡市東区土井2丁目1番32—506号 G R
E E N C R O S S 95

破産者 三島 和幸

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月17日午前11時
令和8年2月2日
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第2203号

福岡市西区今宿東3丁目47番10号

破産者 柴田壮一郎

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月24日午前10時30分
令和8年2月6日
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第430号

愛知県西尾市江原町宮前8番地

破産者 ピザデパスタ西尾店こと 宮口 豪

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月2日午後1時15分
令和8年2月9日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年（フ）第80号

広島県三原市小泉町32番地32、開始決定時の
住所広島県三原市沼田東町両名685番地1

破産者 池田 史朗

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月22日午前10時
令和8年2月6日 広島地方裁判所尾道支部

破産管財人変更

令和4年（フ）第1640号

大阪府東大阪市川俣1丁目1番41号

破産者 オンキヨーホームエンターテイメント
株式会社

- 破産管財人 小松陽一郎が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人 弁護士 藤野 睦子
令和8年2月2日
大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年（フ）第300号

宮崎市清武町加納甲2928番地1 カレッジタウンKOKUSA I—610号、前住所宮崎市東宮1丁目60番地 レオパレスSTARES 206号

破産者 杉田 司

異議申述期間 令和8年3月23日まで

令和8年2月9日 宮崎地方裁判所破産係

令和5年（フ）第1042号

最後の住所 福岡県糟屋郡須惠町大字旅石72番地261

破産者 亡吉松幸夫相続財産

異議申述期間 令和8年4月2日まで

令和8年2月5日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第4479号

大阪府高槻市富田町2丁目1番24—405号

破産者 成尾 龍一

異議申述期間 令和8年4月6日まで

令和8年2月9日

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算開始

令和8年（ヒ）第2号

兵庫県姫路市飾磨区中島3126番地の1
清算株式会社 日光テクニカ株式会社

代表清算人 地見 祐介

1 決定年月日 令和8年2月2日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（ヒ）第2号

沖縄県那覇市樋川1丁目13番6号
清算株式会社 株式会社柏豊物産

代表清算人 陳 柏壽

1 決定年月日 令和8年2月4日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

那覇地方裁判所民事第3部

特別清算終結

令和4年（ヒ）第2070号

東京都千代田区麹町1—8—14 麹町YKビル2階

清算株式会社 株式会社DS

1 決定年月日 令和8年2月4日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和7年（ヒ）第105号

(本店所在地) 和歌山県紀の川市桃山町元123番地の1

清算株式会社 山紀運輸株式会社

代表清算人 三木 京子

1 決定年月日 令和8年2月3日

2 主文 本件協定を認可する。
協定

第1 定義

1 本協定において対象となる債権(以下「協定債権」という。)は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権(公租公課等)及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。

2 本協定における協定債権者とは、協定債権を有する、別表「協定債権者一覧表」に記載の債権者をいう。

第2 優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先権がある債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。

第3 一般事項

1 権利の変更

各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。

2 残余財産判明時の処理

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から換価に必要な費用を控除した残額を、別表「協定債権者一覧表」に記載の基準額の割合に応じて弁済する。

この場合において、協定債権者が前項に基づき行った債務の免除は、新たに発見された財産の換価代金から換価に必要な費用を控除した残額の限度において効力を失うものとする。

3 債権者変更の場合の取扱い

特別清算開始命令発令日以降、協定債権の全部又は一部に債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定の条項を適用するものとする。

(別表省略)

以上

和歌山地方裁判所民事部

決議に付する決定

令和7年（再）第15号

大阪府堺市中区土師町4丁5番18号

再生債務者 仲野 貴章

1 決議に付する計画案 令和8年1月16日付再生債務者提出の再生計画案

2 書面投票期間 令和8年3月10日まで

3 議決権不統一行使の通知期限 令和8年2月24日

令和8年2月3日

大阪地方裁判所第6民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年（再イ）第152号

仙台市宮城野区田子1丁目17番59号 ノーブル式番館101

再生債務者 森 絢也

1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月17日から令和8年3月31日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第47号

群馬県太田市新田田野井町2055番地8

再生債務者 橋田 拓海

1 決定年月日時 令和8年2月3日午後1時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月17日から令和8年4月7日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和7年（再イ）第50号

群馬県邑楽郡邑楽町大字狸塚1385番地 トマトB202

再生債務者 鎌倉 望

1 決定年月日時 令和8年2月3日午後1時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月17日から令和8年4月7日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和7年（再イ）第130号

千葉県我孫子市柴崎台4丁目8番7—103号
メゾン・ソレイユ

再生債務者 今井 翔馬

1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月24日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（再イ）第46号

山梨県甲州市塩山下於曾1018番地

再生債務者 雨宮 栄一

1 決定年月日時 令和8年2月4日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月18日から令和8年4月8日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年（再イ）第2号

愛媛県西条市喜多川561番地1 パーク・レジデンス303号

再生債務者 神内 銀河

1 決定年月日時 令和8年2月6日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月23日まで

松山地方裁判所西条支部

令和7年（再イ）第95号

北九州市八幡西区大字笹田915番地1

再生債務者 井上準之助

1 決定年月日時 令和8年2月4日午後4時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月18日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第111号

北九州市八幡西区則松東2丁目4番10-307号

- 再生債務者 本田 昂己
- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後3時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月18日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第126号

北九州市小倉南区徳力6丁目10番1-602号

- 再生債務者 北御門武志
- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月18日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(再イ)第6号

北九州市八幡東区上本町2丁目12番26号

- 再生債務者 藤田 貴寛
- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後2時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月18日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第84号

熊本市西区八島1丁目3番43号

- 再生債務者 米倉 勇太
- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月18日から令和8年3月25日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年(再イ)第1号

秋田県北秋田市綴子字胡桃館21番地1

- 再生債務者 堀内 勝光
- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月1日まで

秋田地方裁判所大館支部

令和8年(再イ)第2号

栃木県小山市犬塚1丁目22番地23

- 再生債務者 渡邊 孝宜
- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午前10時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(再イ)第75号

群馬県前橋市駒形町833番地52

- 再生債務者 関根 真吾
- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午前10時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月9日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第491号

東京都千代田区九段南2-5-9-204

- 再生債務者 井上 一彦
- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月9日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第507号

東京都練馬区大泉学園町8-36-8-306

- 再生債務者 安藝 陽一
- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月9日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第591号

東京都あきる野市山田905番地16

- 再生債務者 島 龍実

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月9日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第16号

東京都足立区谷中1-20-11-204

- 再生債務者 柳川 千知
- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月9日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第28号

東京都杉並区善福寺3-26-7 善福寺住宅45

- 再生債務者 高橋 徹
- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月9日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第135号

京都府八幡市八幡園内37番地の58

- 再生債務者 久保 進
- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後3時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月23日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和8年(再イ)第35号

大阪府都島区都島南通2丁目1番8-514号

- 再生債務者 田口 椋
- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後3時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月26日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第93号

大阪府泉南郡熊取町小垣内4丁目927番地の2

- 再生債務者 ファーストクラスこと 山田 佳久

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月26日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和8年(再イ)第1号

兵庫県たつの市新宮町井野原438番地5

- 再生債務者 前田 真吾
- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後1時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月26日まで

神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

令和8年(再イ)第2号

兵庫県淡路市志筑1926番地19

- 再生債務者 ABELIA EDWARD GOUCHAこと 矢山隼太郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月19日まで

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和7年(再イ)第133号

広島市佐伯区五日市中央5丁目15番17-601号

- 再生債務者 内藤 聡
- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月26日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第88号

福岡県中間市大字垣生995番地8

再生債務者 阿蘇品宏晃

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月19日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第82号

熊本県宇土市網津町1521番地

再生債務者 橘 宏美

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年(再イ)第2号

宮崎県都城市高崎町大牟田1238番地13

再生債務者 早川 利治

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで

宮崎地方裁判所都城支部

令和8年(再イ)第3号

宮崎県都城市高崎町大牟田1238番地13

再生債務者 早川 尚子

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで

宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(再イ)第29号

山形市南松原1丁目10番地1

再生債務者 情野 慎也

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月3日まで

山形地方裁判所民事部

令和7年(再口)第1号

山形県鶴岡市日出1丁目18番6号

再生債務者 渋谷 肇

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月2日まで

山形地方裁判所鶴岡支部

令和7年(再イ)第72号

群馬県吾妻郡嬬恋村大字田代1312番地

再生債務者 中嶋 寛行

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月10日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第99号

新潟市秋葉区中野1丁目18番10号

ファーストハイツ102号

再生債務者 須田 司

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月10日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第129号

兵庫県姫路市飾磨区中野田1丁目28番地 ベアール206

再生債務者 竹中 友佳(旧姓真砂)

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月10日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和8年(再イ)第1号

佐賀県唐津市鏡1577番地5

再生債務者 岩永 智貴

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

佐賀地方裁判所唐津支部

令和8年(再イ)第1号

山形県新庄市沖の町2番21号

再生債務者 本間 誠一

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月6日まで

山形地方裁判所新庄支部

令和7年(再イ)第18号

福井県勝山市上高島第13号8番地

再生債務者 南部 弘昭

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月27日まで

福井地方裁判所

令和8年(再イ)第3号

福井県坂井市春江町いちい野北614番地

再生債務者 土谷 勇司

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

福井地方裁判所

令和7年(再イ)第45号

千葉県木更津市請西東7丁目1番地12

再生債務者 中村 透

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月26日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再イ)第115号

愛知県豊田市平和町4丁目72番地1 グリンピア平和3D号

再生債務者 福留 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月12日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第86号

埼玉県春日部市西金野井1669番地14

再生債務者 菊地 大地

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月23日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第77号

愛知県一宮市木曾川町玉ノ井字大縄場四ノ切8番地14

再生債務者 藤岡 憲児

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月13日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第79号

愛知県犬山市大字羽黒字成海郷79番地8

再生債務者 水野 博士

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月13日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第40号

兵庫県川西市久代4丁目5番13号
再生債務者 河合 航

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月23日まで

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和8年(再イ)第2号

兵庫県明石市大久保町大窪1521番地の1 サングリーン衣笠301A号
再生債務者 木村 佳崇

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月23日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和8年(再イ)第1号

群馬県高崎市菅谷町77番地416
再生債務者 平山 和也

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年3月30日まで

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(再イ)第114号

静岡市清水区港南町5番60号
再生債務者 井手口一臣

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月23日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第6号

三重県四日市市楠町北五味塚1972番地61 ハイツリパティ2E
再生債務者 原田 洋佑

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月9日から令和8年3月16日まで

津地方裁判所四日市支部

令和8年(再イ)第7号

三重県四日市市小林町3025番地623
再生債務者 今井 博貴

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月9日から令和8年3月16日まで

津地方裁判所四日市支部

令和8年(再イ)第3号

鳥取県米子市道笑町3丁目176番地1 セジュールSFK B105号
再生債務者 岡本 昌弘

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年3月23日まで

鳥取地方裁判所米子支部

令和8年(再イ)第3号

岡山県笠岡市旭が丘57番地
再生債務者 相賀 隆行

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年3月25日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和8年(再イ)第10号

福岡市博多区諸岡3丁目33番61-302号
パークコート諸岡
再生債務者 松田慎太郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月9日から令和8年3月16日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第59号

長崎県西彼杵郡時津町日並郷699番地2
再生債務者 本多 清徳

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月6日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第294号

福岡県那珂川市松木2丁目54番地2
再生債務者 飯盛 勝正

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月17日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第14号

福岡市西區城の原団地8番403号
再生債務者 丸本智世美

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月17日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第8号

福岡市南区長丘2丁目24番20号 武末ビル501号
再生債務者 小島 康彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月18日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第11号

福岡市東区香椎浜2丁目5番1-1004号 ふよう香椎浜ハイツ
再生債務者 重富 尚斗

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月18日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第20号

福岡市博多区博多駅前4丁目24番20-701号
グロリアス博多
再生債務者 善家 俊次

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月18日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第21号

福岡市博多区比恵町2番32-208号 東峰マンション博多駅前
再生債務者 川元 和典

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月18日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第40号

沖縄県浦添市西原5丁目5番5号
再生債務者 平良 洋乃

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月18日から令和8年3月25日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(再イ)第49号

三重県鈴鹿市加佐登1丁目4番24号
再生債務者 田中 修

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月26日まで

津地方裁判所再生係

令和8年(再イ)第1号

三重県津市高茶屋小森町1721番地30
再生債務者 城 雅仁

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月26日まで

津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第77号

川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目3番18—501号
再生債務者 榎田 豪

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月3日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第137号

京都府木津川市梅美台3丁目26番地6
再生債務者 高嶋 祐暉

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月23日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第425号

大阪府東大阪市吉田6丁目1番48—312号
再生債務者 山田 翔太

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第595号

大阪市生野区林寺4丁目4番6号
再生債務者 堺 典之

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第6号

大阪府吹田市南金田1丁目1番32—702号
再生債務者 緒方 剛士

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第11号

大阪市此花区高見1丁目1番19—1112号
再生債務者 檜垣 恵(旧姓福山)

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第57号

和歌山市和歌浦東3丁目2番49号
再生債務者 和中 清敬

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第303号

福岡県糟屋郡宇美町明神坂3丁目17番1号
再生債務者 岡村 竜伸

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第9号

福岡県筑紫野市塔原東4丁目9番7号 (C H I A R I H I L L S102号)
再生債務者 谷口 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第4号

北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山324番地
再生債務者 栗本 彰

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月13日まで

函館地方裁判所

令和7年(再イ)第51号

茨城県つくば市吾妻4丁目17番地4 D
ミュールつくば503号
再生債務者 齋藤 裕也

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月13日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(再イ)第43号

茨城県取手市井野3507番地5
再生債務者 根本 充

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月13日まで

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(再イ)第159号

東京都小金井市前原町4丁目10番7号アイビスガーデン102
再生債務者 須藤 見静

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月13日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第100号

新潟市東区松崎2丁目16番34号 ロイヤルタウン松崎A103号
再生債務者 山田 雅弘

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月13日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第108号

新潟市東区下山2丁目340番地
再生債務者 羽田 和功

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月13日まで

新潟地方裁判所民事部

令和8年(再イ)第4号

富山県砺波市鷹栖444番地1
再生債務者 二村 広貴

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年3月23日まで

富山地方裁判所高岡支部

令和8年(再イ)第3号

静岡県田方郡函南町平井666番地の12
再生債務者 石井 里奈
1 決定年月日時 令和8年2月9日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年3月30日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第49号

徳島県吉野川市鴨島町山路1848番地3
再生債務者 森本 千晶
1 決定年月日時 令和8年2月9日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

徳島地方裁判所民事部

令和8年(再イ)第2号

宮崎市宮崎駅東3丁目2番地5 シャロム604号
再生債務者 吉川 太基
1 決定年月日時 令和8年2月9日午後1時30分
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月31日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年(再イ)第112号

仙台市宮城野区中野寺字前14番地の3
再生債務者 戸ヶ瀬 勉
1 決議に付する再生計画案 令和8年2月4日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月27日まで
令和8年2月6日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第75号

栃木県日光市塩野室町1896番地27
再生債務者 林 正紀

1 決議に付する再生計画案 令和8年1月29日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月27日まで
令和8年2月6日

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第120号

埼玉県川口市柳崎5丁目8番9号
再生債務者 ホック エムディ エムダドウル
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月27日まで
令和8年2月6日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第53号

岩手県滝沢市鵜飼石留38番地6
再生債務者 永田 裕子

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月2日まで
令和8年2月9日

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第138号

宮城県岩沼市里の杜3丁目7番7-1309号
再生債務者 高橋 豪
1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月2日まで
令和8年2月9日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第46号

群馬県前橋市三俣町2丁目11番地7 セゾンハイム A-201号
再生債務者 川内 聡史
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月13日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月2日まで
令和8年2月9日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第107号

東京都多摩市豊ヶ丘2丁目2番地1-1105
再生債務者 小林 勤

1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月2日まで
令和8年2月9日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第108号

東京都清瀬市旭が丘3丁目343番地58
再生債務者 齋木 駿也
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月14日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月2日まで
令和8年2月9日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第90号

静岡市清水区押切2013番地 ヴィラキャッスル202
再生債務者 木村江梨子
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月15日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月2日まで
令和8年2月9日

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第93号

静岡市葵区瀬名2丁目9番62号
再生債務者 堤 友邦
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月21日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月2日まで
令和8年2月9日

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第19号

沖縄県島尻郡南風原町字兼城439番地 レオパレスH I R O大城210
再生債務者 仲地 直茂
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月14日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月6日

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(再イ)第213号

札幌市西区発寒4条6丁目5番8号 メゾン ドモカ203号
再生債務者 横井 茜
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月9日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第38号

北海道上川郡東川町西町2丁目2番15号
再生債務者 瀧川 守
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月22日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月9日

旭川地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第3号

富山県下新川郡朝日町荒川470番地
再生債務者 玉島 彰
1 決議に付する再生計画案 令和8年2月4日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月9日

富山地方裁判所魚津支部

令和7年(再イ)第29号

島根県松江市西持田町345番地46
再生債務者 真野 航大
1 決議に付する再生計画案 令和8年2月5日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月9日

松江地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第308号

福岡市東区原田1丁目8番18-405号 三愛シティライフ箱崎10
再生債務者 中村 法幸
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月24日
3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
令和8年2月3日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第310号

福岡市南区玉川町6番6号 八千代ビル玉川1002号

再生債務者 立石 幸樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月24日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
令和8年2月2日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第320号

福岡市中央区荒戸3丁目6番9-407号 エヴァグリーン

再生債務者 百木 風香

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月24日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
令和8年2月2日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第315号

福岡県筑紫野市原田5丁目6番地20（ジュネス美しが丘201号）

再生債務者 平島 聖嗣

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月25日まで
令和8年2月4日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第325号

福岡市中央区春吉2丁目19番15-1101号 サヴォイール・パシフィック

再生債務者 小柳 良太

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月25日まで
令和8年2月4日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第143号

福岡市博多区那珂2丁目7番1号

再生債務者 筑紫通りはりきゅう整骨院こと山崎 国英

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月26日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月26日まで
令和8年2月5日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第28号

青森県上北郡七戸町字森ノ上135番地14

再生債務者 立崎由姫子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月5日

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第24号

青森市大字羽白字池上202番地2

再生債務者 三浦 和文

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月9日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月9日

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第41号

青森市矢作1丁目14番5号

再生債務者 白川 貴雄

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月9日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月9日

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第7号

愛媛県宇和島市栄町港1丁目5番8号 亀井ビル302号

再生債務者 浦上 忍

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月29日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月9日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月9日

松山地方裁判所宇和島支部

令和7年（再イ）第1号

高知県土佐清水市以布利1036番地15

再生債務者 濱崎 聡

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月9日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月9日 高知地方裁判所中村支部

令和7年（再イ）第7号

高知県宿毛市幸町2番46号

再生債務者 宮本 守人

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月9日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月9日 高知地方裁判所中村支部

**給与所得者等再生による再生
手続開始****令和7年（再口）第1号**

千葉県袖ヶ浦市蔵波台5丁目20番地7

再生債務者 三枝 将大

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年（再口）第7号

福岡市城南区鳥飼4-15-16 シュープリーム鳥飼301（住民票上の住所）佐賀県三養基郡基山町大字宮浦1020番地7

再生債務者 林 英樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後2時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取****令和7年（再口）第1号**

千葉県大網白里市富田2113番地76

再生債務者 由利 貴嗣

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年2月27日まで
令和8年2月6日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年（再口）第2号

徳島県名西郡石井町高原字桑島43番地4

再生債務者 加藤 直也

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月9日 徳島地方裁判所民事部

**給与所得者等再生による再生
計画認可****令和7年（再口）第4号**

茨城県かすみがうら市稲吉東5丁目10番19号

再生債務者 坂本 正一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年2月5日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(再口)第3号

栃木県佐野市富士見町8番2号
再生債務者 矢島 政仁

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年2月6日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年2月9日

宇都宮地方裁判所足利支部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第15号

東京都西東京市谷戸町1丁目22番1-1306号
グリーンプラザひばりが丘南

申立人 瀬戸井洋子

亡福原秀男の最後の住所 東京都西東京市東町4丁目11番19号

所在等不明共有者 亡福原秀男相続財産

届出期間満了日 令和8年6月3日

令和8年2月3日 東京地方裁判所立川支部
(別紙) 物件目録

- 所在 西東京市東町4丁目
地番 243番12
地目 宅地
地積 69.02平方メートル

- 所在 西東京市東町4丁目
地番 243番20
地目 宅地
地積 9.75平方メートル
- 所在 西東京市東町4丁目243番地12
家屋番号 243番6
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 35.23平方メートル
上記1から3の所在等不明共有者の各共有持分8分の3

令和8年(チ)第1号

名古屋市南区見晴町3番地の5

申立人 渡邊 正

住所・居所 不明

(最後の住所) 名古屋市昭和区鶴舞3丁目16番28号 朝香ツルマイビル2C号
(不動産登記記録上の住所) 名古屋市昭和区鶴舞3丁目16番28号 朝香ツルマイビル2C号

所在等不明共有者 河野 郁典

届出期間満了日 令和8年6月3日

令和8年2月3日 名古屋地方裁判所
(別紙) 物件目録

所在 春日井市上条町五丁目

地番 3764番12

地目 宅地

地積 80.98平方メートル

所在等不明共有者の持分 4分の1

令和7年(チ)第2号

兵庫県養父市伊豆437番地 伊豆コミュニティ消防センター

申立人 伊豆自治会

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 大阪市北区堂島中二丁目45番地ノ1

所在等不明共有者 岡田 彥へ

届出期間満了日 令和8年6月2日

令和8年2月3日 神戸地方裁判所豊岡支部
(別紙) 物件目録

所在 養父市伊豆字家ノ脇

地番 413番2

地目 宅地

地積 409.91平方メートル

所在等不明共有者持分 2分の1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(チ)第21号

東京都東村山市本町1丁目2番地3

申立人 東村山市長 渡部 尚

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東村山市恩多町三丁目20番地1

所有者 金子 進

届出期間満了日 令和8年4月6日

令和8年2月4日 東京地方裁判所立川支部
(別紙) 物件目録

- 所在 東村山市恩多町三丁目
地番 20番1
地目 宅地
地積 243.07平方メートル
- 所在 東村山市恩多町三丁目
地番 20番15
地目 宅地
地積 13.35平方メートル
- 所在 東村山市恩多町三丁目20番地1
家屋番号 20番1
種類 居宅
構造 木造セメントかわらぶき平家建
床面積 32.08平方メートル

令和7年(チ)第5号

山梨県上野原市松留599番地14

申立人 山口 佳胤

住所・居所 不明

(亡富田トク子の最後の住所) 山梨県上野原市松留599番地10

(亡富田トク子の土地の不動産登記記録上の住所) 東京都八王子市大和田町一丁目1284番地

(亡富田トク子の建物の不動産登記記録上の住所) 北都留郡上野原町松留599番地10

(亡富田和宏の最後の住所) 山梨県上野原市松留599番地10

所有者 (不動産登記記録上の所有者亡富田トク子承継人) 亡富田和宏相続財産

届出期間満了日 令和8年4月3日

令和8年2月3日 甲府地方裁判所都留支部

(別紙) 物件目録

- 所在 上野原市松留字薄霞
地番 598番4
地目 畑
地積 39平方メートル
- 所在 上野原市松留字薄霞
地番 599番10
地目 畑
地積 85平方メートル
- (主である建物の表示)
所在 上野原市松留字薄霞599番地10、598番地4
家屋番号 599番10
種類 居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
床面積 43.79平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(チ)第2号

東京都中央区銀座6丁目15番1号

申立人 電源開発送变电ネットワーク株式会社
住所・居所 不明

(商業登記記録上の住所) 東京都墨田区両国2丁目21番5号

(不動産登記記録上の住所) 東京都台東区東上野6丁目1番4号

所有者 有限会社千代田ハウジング

届出期間満了日 令和8年3月25日

令和8年2月3日 釧路地方裁判所帯広支部
(別紙) 物件目録

所在 足寄郡足寄町芽登

地番 6653番

地目 山林

地積 7261平方メートル

令和 7 年 (壬) 第 1 号

栃木県宇都宮市埴田 1 丁目 1 番 20 号

申立人 栃木県

住所・居所 不明

(亡阿佐美政雄の最後の住所) 栃木県足利市山川町 1124 番地福寿荘

(亡阿佐美政次郎の不動産登記記録上の住所)

栃木県足利市五十部町 857 番地

所有者 (亡阿佐美政次郎承継人) 亡阿佐美政雄相続財産

届出期間満了日 令和 8 年 4 月 3 日

令和 8 年 2 月 3 日

宇都宮地方裁判所足利支部

(別紙) 物 件 目 録

所在 足利市五十部町字内郷

地番 858 番 2

地目 宅地

地積 99.17 平方メートル

令和 8 年 (壬) 第 3 0 0 1 号

埼玉県川越市旭町 1 丁目 6 番地 5

申立人 株式会社リンク建設

住所・居所 不明

(最後の住所) 東京都墨田区立花四丁目 38 番

所有者 小山金次郎

届出期間満了日 令和 8 年 4 月 6 日

令和 8 年 2 月 4 日 東京地方裁判所

(別紙) 物 件 目 録

所在 墨田区立花四丁目

地番 38 番 4

地目 公衆用道路

地積 36 平方メートル

令和 7 年 (壬) 第 1 2 号

東京都港区虎ノ門 2 丁目 10 番 4 号 オークラ
プレステージタワー

申立人 NRE ランドマネジメント合同会社

住所・居所 不明

国籍 朝鮮

所有者 (亡成瀬道雄承継人) 劉 辰哉

届出期間満了日 令和 8 年 4 月 3 日

令和 8 年 2 月 3 日 新潟地方裁判所長岡支部

(別紙) 物 件 目 録

所在 柏崎市大字椎谷字鎌塚田

地番 995 番

地目 山林

地積 11454 平方メートル

令和 7 年 (壬) 第 3 8 号

石川県金沢市東力 4 丁目 73 番地 3

申立人 株式会社アスナロ興産

住所・居所 不明

(亡上田覚藏の最後の住所) 石川県鳳至郡穴水町字岩車六字二七番地二

(亡上田覚藏の不動産登記記録上の住所) 鳳

至郡穴水町字曾良 53 番地

所有者 亡上田覚藏相続財産

届出期間満了日 令和 8 年 4 月 3 日

令和 8 年 2 月 2 日 金沢地方裁判所輪島支部

(別紙) 物 件 目 録

1 所在 鳳珠郡穴水町字曾良 1

地番 48 番 1

地目 宅地

地積 16.52 平方メートル

2 所在 鳳珠郡穴水町字曾良 1

地番 48 番 2

地目 宅地

地積 56.19 平方メートル

3 所在 鳳珠郡穴水町字曾良 1

地番 48 番 6

地目 雑種地

地積 42 平方メートル

令和 7 年 (壬) 第 6 号

東京都千代田区霞が関 1-1-1

申立人 国

住所・居所 不明

所有者 伊藤 嘉藏

届出期間満了日 令和 8 年 4 月 2 日

令和 8 年 2 月 3 日 松山地方裁判所西条支部

(別紙) 物 件 目 録

所在 四国中央市金生町下分字二天

地番 2512 番

地目 墓地

地積 52 平方メートル

令和 8 年 (壬) 第 2 号

福岡県久留米市山川町 696 番地 7

申立人 富安 彰洋

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 不明

所有者 古田八太郎

届出期間満了日 令和 8 年 3 月 25 日

令和 8 年 2 月 3 日

福岡地方裁判所久留米支部

(別紙) 物 件 目 録

1 所在 久留米市山川町字别当山

地番 435 番

地目 墓地

地積 23 平方メートル

令和 7 年 (壬) 第 8 号

宮崎県日向市大字財光寺 3109 番 7

申立人 溝脇 ミヨ子

宮崎県日向市大字財光寺 3109 番 7

申立人 溝脇 逸雄

住所・居所 不明

(最後の住所) 神奈川県大和市上和田 1 番地 178

所有者 坂本 孝行

届出期間満了日 令和 8 年 3 月 23 日

令和 8 年 2 月 3 日 宮崎地方裁判所延岡支部

(別紙) 物 件 目 録

1 所在 日向市大字財光寺字割野

地番 3109 番 20

地目 宅地

地積 183.90 平方メートル

2 所在 日向市大字財光寺字割野

地番 3108 番 6

地目 宅地

地積 22.39 平方メートル

3 所在 日向市大字財光寺字割野

地番 3109 番 19

地目 宅地

地積 2.78 平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたので公告します。

効力発生日は令和 8 年 4 月 1 日であり、両社の株主総会の承認決議は令和 8 年 1 月 30 日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://motoren-sapporo.bmw.jp/ja>

(乙) <https://motoren-hakodate.bmw.jp/ja>

令和 8 年 2 月 18 日

札幌市西区宮の沢 1 条 4 丁目 1 番 3 号

(甲) 株式会社主トレン札幌

代表取締役 竹内 嘉浩

北海道北斗市七重浜 6 丁目 1 番 1 七号

(乙) 株式会社主トレン道南

代表取締役 竹内 嘉浩

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。

令和 8 年 2 月 18 日

千葉県長生郡一宮町一宮 2 丁目 2 番 1 号

(甲) 合同会社 Fact Drive n

代表社員 篠原 主税

東京都品川区上大崎 2 丁目 1 番 2 四 一 四 一 五号

(乙) ダンホカンパニー合同会社

代表社員 篠原 主税

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。

令和 8 年 2 月 18 日

千葉県松戸市新松戸 6 丁目 7 番 0 番地

(甲) 合同会社 T O G O

代表社員 後藤 達彦

千葉県松戸市新松戸 6 丁目 7 番 0 番地

(乙) 合同会社 インスト

代表社員 後藤 達彦

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたので公告します。

効力発生日は令和 8 年 4 月 1 日であり、両社の株主総会の承認決議は令和 8 年 3 月 31 日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.sbivc.co.jp>

(乙) <https://www.bitpoint.co.jp/>

令和 8 年 2 月 18 日

東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号

(甲) SBI VC トレード株式会社

代表取締役 近藤 智彦

東京都港区虎ノ門 4 丁目 2 番 3 号

(乙) 株式会社 ヒットポイントジャパン

代表取締役 中田 健

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年六月十日

掲載頁 四頁

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁 九十八頁(号外第一六六号)

令和八年二月十八日

東京都渋谷区渋谷三丁目二番一八号

(甲) 日本トータルテレマーケティング株式会社

代表取締役 境 千春

(乙) 株式会社博報堂CSグループ

代表取締役 林 義和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年六月十日

掲載頁 四頁

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁 一一六頁(号外第一六六号)

令和八年二月十八日

東京都渋谷区渋谷三丁目二番一八号

(甲) 日本トータルテレマーケティング株式会社

代表取締役 境 千春

(乙) 株式会社博報堂コネク

代表取締役 村田啓多郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月三日

掲載頁 五十八頁(号外第一二二二二)

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年十月二十一日

掲載頁 七頁

令和八年二月十八日

東京都港区麻布台一丁目三番一五号麻布台ヒルズ森JPタワー一七階

(甲) プルムム株式会社

代表取締役 小林 仁

(乙) 南方分割株式会社

代表取締役 鬼塚 哲郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) <https://www.softbanktech.co.jp/>

令和八年二月十八日

東京都港区海岸一丁目七番一五号

(甲) ソフトバンク株式会社

代表取締役 宮川 潤一

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

(乙) SBテクノロジー株式会社

代表取締役 阿多 親市

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月二日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://cityroad.jp/>

(乙) <https://www.touken-c.co.jp/index.html>

令和八年二月十八日

東京都品川区東品川三丁目三番二〇号

(甲) シティロード株式会社

代表取締役 府川 哲

東京都品川区東品川三丁目三番二〇号

(乙) 株式会社トウケン

代表取締役 栗田 智則

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年三月二十三日までにお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十三日

掲載頁 一六一頁(号外第一三九号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年八月八日

掲載頁 九十六頁(号外第一八一号)

令和八年二月十八日

神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目一番二二号

(甲) 関西バイント販売株式会社

代表取締役 桑原 康

大阪市東淀川区西淡路三丁目一五番二七号

(乙) 久保孝バイント株式会社

代表取締役 本田 大作

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) <https://www.gunze.co.jp/ir/library/group/seeasy.html>

令和八年二月十八日

京都府綾部市青野町膳所一番地

(甲) グンゼ株式会社

代表取締役 佐口 敏康

大阪市北区梅田二丁目五番二五号ハービス

OSAKA オフィスタワー

(乙) 株式会社SEESAY

代表取締役 奥田 洋一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は解散することにしたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日

大阪市中央区伏見町三丁目一番一五号

(甲) 合同会社シックスソーラー

代表社員 吉見 哲朗

兵庫県尼崎市長洲本通一丁目四一八ヴィラレオーネ一〇一

(乙) 合同会社サンエナジー

代表社員 井上 真吾

岡山市北区京橋町六一二ホースビル京橋町一〇二

(丙) 合同会社セブソラー

代表社員 吉見 哲朗

兵庫県丹波市市島町市島一七一一三

(丁) 合同会社フォーインベスト

代表社員 吉見 哲朗

大阪市中央区難波千日前一五番一五号BR AVE難波五〇三号

(戊) 合同会社イレブンタイムズ

代表社員 吉見 哲朗

札幌市厚別区厚別中央二条四丁目九一五

新札幌中央メディアカルビル三階

(己) 合同会社トエルブタイムズ

代表社員 吉見 哲朗

鹿児島市中央町二一六アールプラザ三階三一八号

(庚) 合同会社ファイブオート

代表社員 三村 英生

兵庫県丹波市市島町市島一七一一三

(辛) 合同会社ナインソーラー

代表社員 吉見 哲朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日

兵庫県神戸市北区山田町上谷上字上ノ山六番二号

兵庫県神戸市北区山田町上谷上字上ノ山六番二号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日

神戸市中央区琴ノ緒町五丁目四―二二三共三宮ビル三階

兵庫県加古川市平岡町土山九〇九番地三三

大阪市浪速区難波中二丁目六番地一五〇―五号室

神戸市垂水区高丸一丁目一番二四号

合同会社エムナインマテリアル

合同会社エムテンラボ

合同会社エムツウラボ

合同会社エムエイトラボ

合同会社エムエイトラボ

合同会社エムエイトラボ

合同会社エムエイトラボ

合同会社エムエイトラボ

令和八年二月十八日

岡山県岡山市北区南方三丁目七番一七号

株式会社ベネッセコーポレーション

代表取締役会長兼社長 岩瀬 大輔

代表取締役社長 竹岡 章

秋田県秋田市東通二―一―一七

合同会社ワンズリーエステート

代表社員 吉見 哲朗

吸収分割公告

当社(甲)は吸収分割により八洲EITテクノロジ株式会社(乙)、住所東京都千代田区神田駿河台三丁目四番地)の情報通信機器の販売及び保守事業に関する権利義務を承継することいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日

東京都港区新橋三丁目一番一七号

八洲電機株式会社

代表取締役社長兼グループCOO 清宮 茂樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日

山口県岩国市藤生町三丁目二二―一五

合同会社テンソーラー

代表社員 吉見 哲朗

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のチケット事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年三月二十五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月十日 掲載頁 九十五頁(号外第二十九号)

(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月七日 掲載頁 一〇二頁(号外第一五五号)

令和八年二月十八日 東京都港区三田二丁目一〇番四号 (甲)株式会社ECBOスクエア 代表取締役CEO 森 高幸

東京都港区三田二丁目一〇番四号 (乙)株式会社ティパーズ 代表取締役社長 森 高幸

吸収分割公告 当社(甲)は、吸収分割により株式会社「ティ・ネクスト(乙)住所大阪府大阪市中央区日本橋一丁目二番二五号)のすべての事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。(甲) 確定した最終事業年度はありません。(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年五月三十日 掲載頁 六十六頁(号外第一二〇号)

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.asahiprec.com/notice/ 令和八年二月十八日 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町二番地 (乙) https://www.asahimetaline.com/notice/ (甲) アサヒプリテック株式会社 代表取締役 岩佐 義仁

東京都千代田区丸の内一丁目七番二二号 (乙) アサヒメタルフライン株式会社 代表取締役 田嶋 伸夫

吸収分割公告 左記会社は吸収分割して甲は吸収分割契約に定めた乙が経営する太陽光発電事業に関する一切の権利義務並びに飲食店の事業及び不動産の賃貸・管理等の事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は以下のとおりです。掲載 官報 掲載の日付 令和七年十二月三日 掲載頁 六十頁(号外第二六五号)

令和八年二月十八日 岡山市北区天神町一番一九号 (甲)株式会社れいわ 代表取締役 川崎 宣孝

岡山市北区天神町一番一九号 (乙)株式会社IPPPO 代表取締役 川崎 宣孝

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日 さいたま市大宮区東町一丁目六番地一階 アーステック合同会社 代表社員 山口 智久

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日 東京都港区南青山二丁目二番一五号ウイン青山九四二 Ai Studio 代表社員 飯田 英彰

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日 東京都墨田区両国一三一一アオヤギ両国ビル五〇一号室 東京マイクログロンポーンズ合同会社 代表社員 後藤 達彦

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日 東京都目黒区大橋一丁目三番八号Bnd Bldg六階 合同会社HIGHH 代表社員 二宮 俊

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日 東京都中央区日本橋室町四丁目一番八号 合資会社杉山モーターズ 代表社員 杉山 聡

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。効力発生日は令和八年三月三十一日であり、組織変更後の商号は株式会社磯部商店とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日 神奈川県横須賀市不入斗町三丁目六番地 和土方 合資会社磯部商店 代表社員 磯部 建多

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日 長野県諏訪郡富士見町富士見三七八五番地 三富士見森のオフィス Beth合同会社 代表社員 高柳 祐人

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日 名古屋市中熱田区神宮三丁目五番六号 SHITAL ENTERPRISES 合同会社 代表社員 スレシユタ・シヤム・クマル

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日 愛知県半田市市青山三丁目二六番地の四・三F Makana合同会社 代表社員 與那原 功

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日 大阪府中央区高津三十一一六グランドパスタ陽ヶ丘四〇六 合同会社KATS (法人番号 612003025869) 代表社員 左右田 洸

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり組織変更後の商号は株式会社IORIとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日 和歌山県和歌山市新在家一七三番地二 合同会社池上商事 代表社員 池上 真

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し八千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は令和八年三月十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和七年十二月十七日

掲載頁 一五四頁(号外第二七五号)

令和八年二月十八日

沖縄県那覇市久茂地二丁目二番二号

株式会社ブルーブックス

代表取締役 志茂 英之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を百三十億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月二十四日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

令和八年二月十八日

東京都港区芝五丁目二九番一―号

株式会社ユーグレナ

代表取締役 出雲 充

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社前田技建工業との株式交換以下(本株式交換)により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十八日

熊本県合志市福原一〇〇〇番地一

株式会社前田技建工業HD

代表取締役 坂田 康臣

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億円、資本準備金の額を二十五億円減少し、それぞれ資本金の額を一億円、資本準備金の額を零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終貸借対照表はありません。

令和八年二月十八日

東京都中央区日本橋室町三丁目二番一―号

ららアリーナ名古屋株式会社

代表取締役 松野健太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千四百万円、資本準備金の額を一億八千四百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年三月十九日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年二月九日

掲載頁 二頁

令和八年二月十八日

神戸市中央区新港町一―番一―号

SUPER YACHT BASE K

〇BE株式会社

代表取締役 平 拓也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十八日

埼玉県入間市狭山台四の一五の一〇

日新化工株式会社

代表取締役 名武 和寛

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十八日

神奈川県相模原市中央区淵野辺本町二丁目一六番二四号

株式会社ロイヤルグリーンメンテナンス

代表取締役 小林 由幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十八日

京都市伏見区銀座町一丁目三五六番地二

株式会社ニューヨーク・ニューヨーク

代表取締役 小崎 昌平

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市磯子区洋光台五一四、最後の住所鹿児島県熊毛郡中種子町牧川一九二三一―

右被相続人は令和七年十月十八日死亡し、その相続人は令和七年十二月十八日鹿児島家庭裁判所種子島出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年二月十八日

神奈川県横浜市栄区飯島町五七四―三

限定承認者 田中 黎

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所名古屋市南区宝生町一丁目四一―番地宝生荘一六棟二〇七号(外国人登録原票記載の居住地)

被相続人 亡 太田世一 こと張 世一

右被相続人は平成二十一年十一月二十三日死亡し、その相続人は令和八年二月三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年二月十八日

神奈川県横浜市戸塚区汲沢三丁目二七番二

〇号

限定承認者 太田 光雄

限定承認公告

本籍大阪府堺市西区神野町三丁目二番地一、最後の住所大阪府堺市南区竹城台一丁目二番一六―四〇二号

被相続人 亡 原口 清治

右被相続人は令和七年十月二十九日死亡し、その相続人は令和八年二月九日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年二月十八日

大阪府城東区諏訪二丁目八番一―号

sa verde 一〇三

相続財産清算人 原口 由香

限定承認公告

本籍和歌山県田辺市稲成町八八番地四、最後の住所和歌山県田辺市稲成町八八番地四

右被相続人は令和七年十一月四日死亡し、その相続人は令和八年二月九日和歌山家庭裁判所田辺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年二月十八日

和歌山県田辺市秋津町二〇五番地の九

相続財産清算人 池本 有佳

相続財産清算業務受託司法書士 松下 哲也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資証券三千四百六十五万三千八百六十六口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月十九日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一―二〇

AP JNR P2C 特定目的会社

取締役 松澤 和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資証券十萬二千七百五十口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月十九日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一―号

特定目的会社LCJ熊谷

取締役 名古路秀和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五百十五万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://asuna-accounting.com/company/24jpb.html

令和八年二月十八日 東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア一階

A4JJP Kyoto Kujio Hotei 特定目的会社 取締役 加藤 順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十七億四千八百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/24jpb.html

令和八年二月十八日 東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア一階

A4JJP Octoball 特定目的会社 取締役 加藤 順一

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を、二十億五千五百万円減少することいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/ir/s09364-9vfp2/

令和八年二月十八日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十一億七千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoukdainyo_tmk

令和八年二月十八日 東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内 ダイミヨウ特定目的会社 取締役 山崎 亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億五千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://snm.jp/koukou/tmk_tokyo_tml/

令和八年二月十八日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社東京TNI 取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十七億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年五月九日付官報の号外第一〇三号六十六頁に掲載されています。

令和八年二月十八日 東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階

Capital Tail LPM 特定目的会社 取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四億六千四百七十五万二千二百九十三円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0001029/g43/

令和八年二月十八日 東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇一

号 AP JNLG 特定目的会社 取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億千六百九十万九百四十九円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000996/7p7c/

令和八年二月十八日 東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇一

号 AP JNRP2 特定目的会社 取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九千七百三十八万四千三百五十六円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0001168/be87/

令和八年二月十八日 東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇一

号 AP JNRP2B 特定目的会社 取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千四百六十五万三千八百八十六円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0001399/94ho/

令和八年二月十八日 東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇一

号 AP JNRP2C 特定目的会社 取締役 松澤 和浩

債権申出の催告 (第三回)

当社規約型企業年金は、令和八年一月九日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことで厚生労働大臣の承認により終了した。...

規約型確定給付企業年金清算人 大澤 正康

サンテレホン株式会社 東京都中央区日本橋箱崎町三六番二号

ページ 一行 一 誤 正

平成十九年七月二十六日(号外第百六十四号) 文部科学省告示第百七号(特別史跡に地域を追加して指定する件)

一七上 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号 告示第百五十二号

平成二十二年八月五日(号外第百六十四号) 文部科学省告示第百二十六号(特別史跡に地域を追加して指定する件)

三五下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号 告示第百五十二号

平成二十四年一月二十四日(号外第百五十五号) 文部科学省告示第百七号(特別史跡に地域を追加して指定する件)

四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号 告示第百五十二号

平成二十五年三月二十七日(号外第六十三号) 文部科学省告示第四十三号(特別史跡に地域を追加して指定する件)

三六上 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号 告示第百五十二号

一四四 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号 告示第百五十二号

平成二十六年三月十八日(号外第五十五号) 文部科学省告示第三十三号(特別史跡に地域を追加して指定する件)

一一二下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号 告示第百五十二号

九 終りから告示第百五十一号 告示第百五十二号